

令和6年度 生活困窮者自立相談支援機関体制強化事業
「生活困窮者自立支援事業・生活福祉資金貸付事業担当者合同会議」

【開催案内】

1 目的

本会議は、制度等の改正内容や支援方法についての理解を深め、実践力を強化することを目的とする。また、「島根県生活困窮者自立支援制度連絡会議」及び「生活福祉資金運営研究協議会」を合同で開催することにより、各事業担当者間の連携を強化し、生活再建に向けた支援力の向上に資することを目的に開催する。

2 日時 令和6年12月17日(火) 10:00~15:30

3 会場 松江市合同庁舎 2階 講堂

4 参加対象 市町村生活困窮者自立相談支援機関の職員、市町村社会福祉協議会職員、行政担当職員等

5 プログラム

時間	内容
10:00~10:05	開会
10:05~10:35	生活困窮者自立支援法の改正等について 説明:島根県地域福祉課
10:35~11:15	「ギャンブル依存症への対応について」 説明:ギャンブル依存症家族の会
11:15~11:50	「就職氷河期世代活躍支援事業について」 説明:島根労働局
12:00~13:00	※昼休憩
13:00~15:30	・本則貸付 説明:島根県社会福祉協議会 「民生委員調査書等の見直しについて」他 ・特例貸付 説明:島根県社会福祉協議会 「フォローアップ支援について」 「延滞利子免除について」 「戸別訪問について」 「区分経理等の会計処理について」 ・質疑応答・意見交換
15:30	閉会

6 申込方法等

(1)職員同士の交流及び関係性構築のため、原則集合での参加となります。※集合が困難な場合はWeb参加も可。

(2)12月10日(火)までに下記フォームよりお申し込みください。

URL <https://forms.gle/rGuJXdRSg8xzrQmTA>



←申し込みは
こちらから

7 参加にあたっての留意事項

特別警報の発令や感染症の流行など、開催にあたり安全性の確保が難しいと判断された場合は、急遽開催を延期又は中止する可能性があります。その場合は申込フォームに記載いただいたメールアドレスあてにお知らせするとともに、島根県社会福祉協議会ホームページにも掲載します。

8 問合せ先

〒690-0011 島根県松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根
社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 生活支援部 担当:神田・野々内
TEL 0852-32-5996 FAX 0852-21-0798
メール shikin@fukushi-shimane.or.jp